

「あいち CO₂削減マニフェスト 2030」の手引き

平成31年4月

愛知県環境局

1 あいちCO₂削減マニフェスト2030の概要

事業者が自ら地球温暖化対策のための取組及びCO₂排出量の削減目標を、「マニフェスト」(行動宣言)として県に提出していただき、県が公表・PRするとともに、毎年度の取組結果に応じて県が認定・公表する制度です。

認定・公表することにより、その**事業者の環境貢献活動を広く社会にPR**するとともに、他の事業者や他の地域への展開を期待することができます。

「マニフェスト」には、「わが社は、地球温暖化対策に対してこのように取り組む」ということを具体的に盛り込んでいただき、2030年度までの行動の羅針盤として活用していただくことを期待しています。

(※マニフェストは、自主的な行動計画であり、目標が未達成であっても、罰則等が適用されることはありません。)

2 マニフェストの作成・提出の対象となる事業者

地球温暖化対策を積極的に推進しようという意欲のある愛知県内の事業者が対象です。

「事業者」の範囲(例)

- ・企業全体
- ・事業所(工場・支店・支社・営業所等)
- ・チェーン店全体
- ・関連企業を含む企業グループ全体 など

※それぞれの状況に応じた単位で作成していただいで結構です。(最小単位は事業所)

3 宣言書の提出方法

新たに本制度に参加しようとする事業者は、初年度に宣言書を提出していただきます。

(なお、途中で目標の変更等があれば、再提出することが可能です。)

(1) 提出していただくもの

- ・あいちCO₂削減マニフェスト2030宣言書(様式1)
- ・CO₂削減マニフェスト(取組内容)(様式1_別紙1)
- ・CO₂削減マニフェスト(CO₂排出量)(様式1_別紙2)

(2) 提出方法

電子データをメールにて送付して下さい。(メール送信後、電話連絡をお願いします。)

(3) 提出窓口

愛知県環境局地球温暖化対策課

住所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話 052-954-6242 (直通)

メール ondanka@pref.aichi.lg.jp

(4) 提出期限

毎年度4月～9月末日まで

(5) その他

宣言書を提出いただき、県が承認した事業者には、認定証をお渡しします。

4 宣言書の作成方法

(1) 取組内容の作成 (様式1_別紙1)

2030年度までに実施する具体的取組について記載していただきます。

(2030年度までの数値目標が設定できる項目についてはできる限り設定してください。)

(2) CO₂排出量目標の作成 (様式1_別紙2)

CO₂排出量を算定していただき、現状を把握した上で、2030年度のCO₂排出削減目標(総排出量又は排出原単位(注))を立てていただきます。(原則、年平均で1%以上削減するような目標設定をお願いします。)

※ただし、宣言時に実績値が把握できない場合は、実績値が把握できた時点で、提出していただければ結構です。

(注) 排出原単位：CO₂総排出量を密接に関連する指標で割った値

5 実績報告書の提出方法

2年目以降、毎年度、実績報告書を提出していただきます。

(1) 提出していただくもの

- ・あいちCO₂削減マニフェスト2030実績報告書(様式2)
- ・CO₂削減マニフェスト実績報告(取組内容)(様式2_別紙1)

・CO₂削減マニフェスト実績報告（CO₂排出量）（様式 2_別紙 2）

（2）提出方法

電子データをメールにて送付して下さい。（メール送信後、電話連絡をお願いします。）

（3）提出窓口

愛知県環境局地球温暖化対策課

住所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2

電話 052-954-6242（直通）

メール ondanka@pref.aichi.lg.jp

（4）提出期限

毎年度 4月～7月末日まで

6 実績報告書の作成方法

（1）取組内容の実施結果（様式 2_別紙 1）

『あいちCO₂削減マニフェスト 2030 実績報告書』の様式に従い、各取組項目の取組状況について記載していただきます。

（2）CO₂排出量の実績値（様式 2_別紙 2）

CO₂排出量（総排出量又は排出原単位）を算定していただき、報告していただきます。

削減率（対前年度比）に基づき、ランクアップの評価を行います。（詳細は「7 ランクアップ」をご覧ください。）

なお、本マニフェストは自主的な行動計画であり、目標が未達成であっても、罰則等が適用されることはありません。

※2年間連続で実績報告書の提出がない場合、マニフェストの認定は取り消されます。

7 ランクアップ

本制度では継続的な取組を評価するランクを設けており、実績報告におけるCO₂排出量の削減率に応じて、ランクがアップします。

ランクアップについて

- ★（シングルスター）：宣言時にここからスタートしていただきます。
- ★★（ダブルスター）：★に認定以降、CO₂排出量の削減率（対前年度比）について、2年度分の平均が1%以上なら認定。（目標設定で選択した総排出量又排出原単位のいずれかの指標で評価。）
- ★★★（トリプルスター）：★★に認定以降、CO₂排出量の削減率（対前年度比）について、2年度分の平均が1%以上なら認定。（目標設定で選択した総排出量又排出原単位のいずれかの指標で評価。）

～ランクアップの例～

	宣言年度	宣言+1年度	宣言+2年度
宣言	宣言	—	—
実績報告	①宣言-1年度のCO ₂ 排出量	②宣言年度のCO ₂ 排出量	③宣言+1年度のCO ₂ 排出量
削減率	④ = ② ÷ ①		⑤ = ③ ÷ ②
削減率の平均	⑥ = (④ + ⑤) ÷ 2		
ランク	★に認定	ランクアップ無し	⑥が1%以上なら★★に認定

※CO₂排出量の削減率（対前年度比）を小数第1位（小数第2位を四捨五入）で求めていただき、その2年度分の値を平均した数値で判断します。（平均後の数値については四捨五入等はいりません。）

8 マニフェストに登録するメリット

- ・本県のホームページ等で事業者名、取組目標、ランク等をPRします。
- ・宣言時、ランクアップ時に、認定証を交付します。
- ・新たに宣言した事業者及び★★★にランクアップした事業者については、「あいち低炭素社会づくりフォーラム」で認定証をお渡しすることを予定しています。※認定される事業者数により取扱いが変更になる場合があります。

9 「愛知県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化計画書制度の対象者について

地球温暖化対策計画書制度の対象事業者が宣言する場合には以下の取扱いになります。

- ・対象事業者の範囲：地球温暖化対策計画書と同様の規模範囲での宣言をお願いします。
(名古屋市を除く県内全体の事業者としての宣言となります。)
- ・CO₂排出量の実績値：地球温暖化対策計画書・実施状況書と同じ値となります。
- ・実績報告書の提出：地球温暖化対策実施状況書を添付し提出することにより、あいちCO₂削減マニフェスト2030実績報告書の提出とみなします。

10 その他

- ・CO₂削減マニフェスト2020の認定事業者は、自動的にCO₂削減マニフェスト2030認定事業者に移行されません。新たに、あいちCO₂削減マニフェスト2030宣言書を提出する必要があります。
- ・CO₂削減マニフェストの取組内容やCO₂排出量に係る根拠資料の提出や、訪問調査をお願いする場合があります。
- ・その他県の環境施策へのご協力をお願いする場合があります。
- ・CO₂削減マニフェストに係る虚偽の申請や報告等の不正があった場合や2年間連続で実績報告書の提出がない場合は、認定を取り消します。